

【入札・契約制度改革】

◇入札・契約制度改革の状況について

「入札・契約制度改革に関する実施方針」の進捗状況(令和2年6月現在)

| 実施方針の項目 | 進 捗 状 況 | | |
|------------------------------------|---------|--|--|
| 1 職員の意識改革と法令遵守(コンプライアンス)の徹底 | | | |
| (1) 職員の意識改革 | | | |
| ○ 職員倫理規程の制定 | H19.7 | ○利害関係者との間の規律等を規定した。 | 宮崎県職員倫理規程 |
| ○ 懲戒処分基準の見直し | H20.1 | ○競争入札妨害に係る基準を追加した。 | 懲戒処分の基準 |
| ○ 職員研修の充実 | H19.11 | ○コンプライアンスに関する研修を強化した。 | |
| | H25.6 | ○建設工事の指名競争入札の試行に関するコンプライアンス研修を実施した。 | |
| ○ 綱紀保持マニュアルの作成(公共事業部門) | H20.6 | ○公共三部で、入札・契約事務に係る綱紀保持のためのマニュアルを策定した。 | 宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部 入札・契約綱紀保持マニュアル |
| (2) 公益通報制度の充実強化 | | | |
| ○ 第三者窓口の新設 | H19.4 | ○内部窓口に加え、弁護士が管理する窓口を新設した。 | 宮崎県職員公益通報制度実施要綱 |
| ○ 通報手段の追加 | H19.4 | ○文書又はメールに加え、電話又は面談による通報も可能とした。 | |
| (3) 働きかけ(口利き)への対応 | | | |
| ○ 働きかけの記録・公表制度の創設 | H19.4 | ○「働きかけ」があった場合には、記録及び公表を行うこととした。 | 職務に関する不当な働きかけについての取扱要領 |
| (4) 退職職員の再就職のあり方 | | | |
| ○ 県への営業活動等の自粛要請 | H19.3 | ○建設業関係団体に文書で通知した。 ～県OB職員に退職後3年間は「県に対する営業活動等」を行わせない。 | 退職者の再就職に関する取扱要領 |
| ○ 地方公務員法改正の要求 | H19.5 | ○国に対して要望書を提出した。 | |
| ○ 再就職状況の公表制度の見直し | H19.7 | ○本庁課長級以上の職で退職し、再就職した全ての者(自己開拓含む)を公表した。 | 退職者の再就職に関する取扱要領 |
| 2 公正、透明で競争性の高い入札・契約制度への改革 | | | |
| (1) 指名競争入札の廃止と一般競争入札の拡大 | | | |
| ○ 250万円以上の工事をH19年度内に原則として一般競争入札に移行 | H20.1 | ○20年1月までに、指名競争入札を廃止し、原則として条件付一般競争入札に移行した。 | 条件付一般競争入札実施要領 |
| | H25.7 | ○災害対応力の強化の観点から、地域企業の育成を図り、透明かつ効率的・合理的な競争環境のあり方について検討するため、予定価格が250万円以上3,000万円未満の土木一式工事について指名競争入札の試行を開始した。 | 建設工事における指名競争入札実施要領 |
| | H25.10 | ○予定価格が250万円以上3,000万円未満のどび・土工・コンクリート(一部)、ほ装、建築一式工事について指名競争入札の試行を開始した。 | |
| | H27.4 | ○災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を図るため、予定価格が250万円以上3,000万円未満の土木一式、どび・土工・コンクリート(一部)、ほ装、建築一式工事について指名競争入札を制度化した。 | 建設工事における指名競争入札実施要領 |
| ○ 地域要件の設定 | H19.4 | ○競争性の確保を前提に、工事の規模、種類等を勘案して地域要件を設定し(19年4月)、県内全域、県内を7ブロック又は11ブロックとした。(24年4月見直し後) | 地域要件の設定例:土木一式工事 |
| ○ 技術要件等の設定 | H19.4 | ○工事の適正な施工の確保の観点から工事成績を評価している。 ○同種工事の施工実績や配置技術者の資格要件等を設定する場合には、入札参加機会や競争性の確保にも十分に配慮している。 | 条件付一般競争入札実施要領 |
| ○ 予定価格の公表時期の検討 | H23.10 | ○不良・不適格業者の排除や、入札状況(最低制限価格付近への集中やくじ引きの多発等)が緩和されること等を目的に、予定価格を全面事後公表とした。 | |

| 実施方針の項目 | | 進捗状況 | |
|-----------------------------------|--------|--|---|
| ○ 最低制限価格の設定の検討 | H19.10 | ○工事の品質確保、健全な企業経営の観点から最低制限価格を予定価格の概ね80～85%に引き上げた。 | |
| | H21.4～ | ○建設業の健全な発展、工事の品質確保の観点から、最低制限価格の引き上げを行っている。 21年4月 予定価格等の概ね85～90% (経済・雇用緊急対策) 22年3月 " 概ね90%(経済・雇用緊急対策) 31年4月 " 92%を上限 | 宮崎県最低制限価格制度事務取扱要領 宮崎県低入札価格調査取扱要領 |
| | H29.4 | ○最低制限価格の算定式(国の算定式×補正係数)を公表した。 | |
| | R2.4～ | ○入札が不落となった場合に実施する「再度の入札」について、最低制限価格未滿者も対象に追加した。 | |
| ○ 入札参加者の公表時期 | H19.4 | ○入札参加者は事後公表とした。 | 建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項の公表要領 |
| ○ 業務委託についても一般競争入札への転換の推進 | H19.7～ | ○測量、補償コンサルタントについては、19年10月から条件付一般競争入札に移行した。 ○建設コンサルタント等その他の建設関連業務については、県土整備部で平成20年度51件、21年度69件、22年度71件、23年度59件、24年度63件、25年度50件、26年度51件、27年度15件、28年度30件、29年度11件、30年度16件、R1年度43件を実施した。 | 条件付一般競争入札実施要領 |
| ○ 予定価格の公表時期の検討 | H20.10 | ○不良・不適格業者の排除や、入札状況(最低制限価格付近への集中やくじ引きの多発等)が緩和されることを目的に、建設関連業務の予定価格を全面事後公表とした。(その他業務委託は、24年4月から実施) | |
| ○ 最低制限価格の設定の検討 | H19.10 | ○成果物の品質確保、健全な企業経営の観点から、新たに建設関連5業種の最低制限価格を設定(予定価格の60%以上)した。 | |
| | H21.4～ | ○建設業の健全な発展、品質確保の観点から、建設関連業務の最低制限価格の引き上げを行っている。 21年4月 予定価格の概ね75～80% (経済・雇用緊急対策) 22年3月 " 概ね80～85% 31年4月 測量について、予定価格の82%を上限 | 宮崎県最低制限価格制度事務取扱要領 |
| | H29.4 | ○最低制限価格の算定式(国の算定式×補正係数)を公表した。 | |
| | H28.4～ | ○業務の品質と受注者の適正な利潤確保の観点から、その他業務委託の最低制限価格を設定した。 予定価格の概ね80～85%(経済・雇用対策) | |
| | R2.4～ | ○入札が不落となった場合に実施する「再度の入札」について、最低制限価格未滿者も対象に追加した。 | |
| ○ 業務委託における多様な入札方式の活用 | R2.4～ | ○改正品確法の趣旨を踏まえ、一般競争入札や総合評価落札方式等の多様な入札制度の活用を図る。 (建設コン、地質調査、建築設計、その他業務) | |
| (2) 総合評価方式等の拡充 | | | |
| ○ 総合評価方式の試行の拡大 | H19.4～ | ○総合評価落札方式の中で「地域企業育成型」を創設(H21.1)し、その対象範囲を広げた。 (3千万円未滿 H21.4、4千万円未滿 H22.6) ○公共三部の建設工事の試行を拡大し、「試行要領」を「実施要領」へ移行(H23.4)した。 | 宮崎県総合評価落札方式実施要領 |
| ○ VE方式、設計・施工一括発注方式等の多様な入札・契約方式の導入 | H19.4～ | ○設計・施工一括発注方式、プロポーザル方式を実施した。 | 宮崎県県土整備部設計・施工一括発注方式(価格競争型)試行要領、 プロポーザル方式試行要領 |
| ○ 施工体制評価型総合評価落札方式の導入 | R2.6～ | ○施工体制評価型総合評価落札方式の試行を開始(H30.6)した。 ○全ての総合評価に拡大し、「試行要領」を「実施要領」へ移行(R2.6)した。 | 宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式実施要領 |
| (3) 電子入札の拡大 | | | |
| ○ 全面導入を3か月前倒しH19.7から実施 | H19.7 | ○電子入札を全面導入した。 | 宮崎県建設工事等電子入札実施要領 |
| (4) 公共工事の適正な施工の確保(公共工事の品質確保等) | | | |
| ○ 工事監督検査体制の充実・強化 | H19.8 | ○施工体制監視チーム等による施工体制点検や監督業務の重点実施、中間検査の追加実施など工事監督検査体制を充実・強化した。 | 公共工事における現場点検強化に関する実施要領 |
| ○ 入札バンド制度の検討 | H19.4～ | ○国や他県の状況も踏まえ、実効性等について検討していく。 | |
| (5) ペナルティの強化 | | | |
| ○ 入札参加停止期間の最長期間の延長(12月→24月) | H19.11 | ○県発注工事に係る談合事件について、入札参加資格停止期間を最長24月とした。 | 有資格業者の入札参加資格停止に関する要領 |
| ○ 違約金の増額(10%→20%) | H19.4 | ○10%から20%に増額した。 | 宮崎県工事請負契約約款 |
| ○ 談合情報対応マニュアルの見直し | H19.10 | ○談合情報については、警察へ情報提供を行うこととした。 | 宮崎県談合情報対応マニュアル |
| ○ 入札参加資格の審査 | R1.8～ | ○入札参加資格の認定が取り消された場合等における次期認定の審査基準を追加した。 | 建設工事等入札参加資格審査に関する要領 |

| 実施方針の項目 | | 進捗状況 | |
|--------------------------------------|--------|---|------------------------|
| 3 入札・契約制度の適正な運用 | | | |
| (1) 公共工事入札適正化委員会の機能強化 | | | |
| ○ 入札・契約制度等に関して調査・審議する機能の付与 | H19.8 | ○「宮崎県入札・契約監視委員会」に名称を変更した。 ○入札・契約制度及びその適正な運用等に関して調査・審議する機能を付与した。 | 宮崎県入札・契約監視委員会設置要綱 |
| ○ 委員構成・開催回数等の見直し | H19.8 | ○委員を6名から8名に増員、開催回数を年2回から年4回に増やした。 | |
| ○ 20年度を目途に委員会を発注部局以外に移管 | H20.4 | ○委員会の所管を県土整備部から総務部に移管した。 | |
| (2) 入札・契約事務等に係る組織体制の整備 | | | |
| ○ 入札・契約制度改革を着実に推進するための組織体制の整備 | H19.4 | ○総務部人事課内に法令遵守担当、県土整備部管理課内に入札制度改革担当を設置した。 | |
| ○ 20年度を目途に入札・契約事務を発注部局から分離 | H20.4 | ○工務部門との連携が必要な総合評価落札方式の拡大への対応等を考慮し、当面現状のまま改めて再検討することとした。 | |
| ○ 20年度を目途に工事検査事務について体制を充実強化 | H20.4 | ○公共工事の一層の品質確保を図るため、公共三部の工事検査部門を一元化した。 | |
| (3) 情報公開の推進 | | | |
| ○ 入札・契約情報を県民にわかりやすくインターネット等で公開 | H19.5 | ○入札・契約結果を四半期毎及び年度毎に取りまとめ、わかりやすいように工夫しながら県庁ホームページ上で公表している。 | 競争入札・契約結果の状況 |
| 4 建設業界への対応 | | | |
| (1) 建設業界の企業倫理確立 | | | |
| ○ 建設業関係団体等に法令遵守の徹底と企業倫理の確立を要請 | H19.3 | ○建設業関係団体に文書で通知した。 ○宮崎県建設産業団体連合会が策定した「行動指針」の中で法令遵守と企業倫理の確立を明記し、ホームページ上でも公表している。 | |
| (2) 建設産業の活性化 | | | |
| ○ 県発注工事の県内業者への発注 | H19.4 | ○地域における建設産業の役割を考慮し、県発注工事については特殊な工事など競争性が不足する場合を除き県内業者に発注している。 | 条件付一般競争入札実施要綱 |
| ○ 工事の規模や種類を勘案した地域要件の設定 | H19.4 | ○一般競争入札の拡大に当たり、地域における建設産業の役割を考慮し、工事の規模や種類などを勘案して地域要件を設定し、県内を県内全域、7ブロック又は11ブロックとした。(24年4月見直し後) | 地域要件の設定例：土木一式工事 |
| ○ 建設産業の育成(下請工事における県内業者の活用、建設資材の県内調達) | H19.4 | ○地域における建設産業の役割を考慮し、下請工事における県内業者の活用、建設資材の県内調達の促進を図っている。 | 宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱 |
| ○ 「宮崎県建設産業活性化プラン」の推進 | H19.4～ | ○平成16年に策定したプランを着実に実施するとともに、新分野進出の支援強化等を図っている。 ○建設産業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、技術と経営に優れた業者が伸びていける環境づくりなど、県内建設産業の健全な発展を図るため総合的な対策を講じていく。 | 宮崎県建設産業活性化プラン |
| 5 その他 | | | |
| (1) 改革の進行管理と検証 | | | |
| ○ 公共工事入札適正化委員会等における改革の進行管理や検証 | H19.8～ | ○宮崎県入札・契約監視委員会において、入札・契約制度改革の継続的な進行管理や検証を行っている。 | |
| (2) 公共工事以外の入札・契約制度改革 | | | |
| ○ 公共工事以外の業務委託や物品調達等についても入札・契約制度改革を推進 | H19.4～ | ○順次、公正、透明で競争性の高い制度へ移行していく。 ・道路施設等行政財産の維持・管理等の業務委託契約に係る入札等に関する要領を制定した。(20年6月) | |